

資金決済法に基づく重要事項の表示

西日本旅客鉄道株式会社（第二種資金移動業）

【近畿財務局長第00002号】

I 目的

当社は、資金移動サービス（以下、「本サービス」といいます。）の提供にあたり、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）（以下、「資金決済法」といいます。）に基づき、お客さまの保護を図るため、以下のとおり説明及び情報を提供します。

なお、お客さまがWesmo!会員規約に基づき本サービスを利用する場合は「会員」、Wesmo!ビジネス会員規約に基づき本サービスを利用する場合は「ビジネス会員」といいます。

II 銀行が行う為替取引でないことの説明

- (1) 本サービスは、銀行等が行う為替取引ではありません。
- (2) 本サービスは、預金若しくは貯金又は定期積金等（銀行法（昭和56年6月1日法律第59号）第2条第4項に規定する定期積金等をいいます。）を受け入れるものではありません。
- (3) 本サービスは、預金保険法（昭和46年法律第34号）第53条又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第55条に規定する保険金の支払の対象にはなりません。
- (4) 当社は、お客さま保護のため株式会社みずほ銀行との間で履行保証金保全契約を締結することにより資金決済法に基づく保全措置を講じています。
履行保証金の算定期間は1週間とし、当該期間の末日（当社においては日曜日）から3営業日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日数は算入しないものとし、1週間を超える場合にあっては、1週間）以内に供託（または上記保全措置）を行うこととしています。
- (5) 資金決済法第59条に基づく履行保証金についての権利の実行の手続きにおいて還付を受けられる権利の発生、移転、消滅は、以下のとおりとなります。

○発生

- ・お客さまのWesmo!アカウント又はWesmo!ビジネスアカウントに残高が加算された時点で、お客さまに権利が発生します。なお、会員が加盟店等から提供を受ける対象商品等の代金を弁済するためにWesmo!残高（出金可）による支払いを指定した場合で、加盟店等がビジネス会員かつ加盟店である場合、当該ビジネス会員が精算金を受け取った時点でビジネス会員の権利が発生します。

○移転

- ・残高の送り手がお客さまに送金した場合、相手方となる受け手のWesmo!アカウント又はWesmo!ビジネスアカウントに残高が加算された時点で、当該送金額分につき受け手のお客さまに権利が移転します。

○消滅

- ・会員が加盟店等から提供を受ける対象商品等の代金を弁済するためにWesmo!残高（出金可）による支払いを指定した場合、加盟店等が加盟店精算金を受け取った段階で会員の権利は消滅します。なお、当社と加盟店等の間に中間決済事業者等が存在する場合、支払い月の翌月末に会員の権利は消滅します。

- ・会員がA T Mを利用した出金を指示された場合は、Wesmo!残高（出金可）から出金額分の残高が減算された時点で会員の権利は消滅し、ビジネス会員が銀行口座への出金を指示された場合は、ビジネス会員が出金額分を受け取る合理的な期日が到来した時点でビジネス会員の権利は消滅します。

Ⅲ 支払可能金額等

本サービスにおいては、以下に示す各金額を上限とします。

ただし、お客さまの利用状況等を踏まえ、当社が必要であると判断した場合は、お客さまに対して、何ら通知又は催告を行うことなく、当該上限等を制限し又は変更する場合があります。

1. お客さまが会員である場合

- ① 残高：100万円
- ② 会員から会員への送金：10万円/回・日、30万円/月
※本人確認後、Wesmo!残高（出金不可）及びWesmo!残高（出金可）併せた上限
- ③ 払い出し：10万円/回・日
- ④ 銀行口座又はA T Mからのチャージ：50万円/回・日、100万円/月
- ⑤ 決済利用：50万円/回・日、100万円/月
※本人確認後、Wesmo!残高（出金不可）及びWesmo!残高（出金可）併せた上限
※e5489での決済利用はWesmo!残高（出金可）に限る

2. お客さまがビジネス会員である場合

- ① 残高：100万円
- ② ビジネス会員からビジネス会員への送金：100万円/回
- ③ 払い出し：100万円/回
- ④ 銀行口座からのチャージ：100万円/回

Ⅳ 標準履行期間

本サービスの各手続きは原則として、受付後に即時に行います。

なお、払い出しする場合には、払い出し先として登録された口座の金融機関により受付可能期間及び着金タイミングが異なります（遅くとも翌営業日には送金が完了します）。

Ⅴ 手数料

本サービスの利用にあたり、お客さまは次の手数料を支払うものとします。

1. 会員の場合

セブン銀行A T Mでの払い出し手数料：200円（税別）/回

2. ビジネス会員の場合

- ① Wesmo!ビジネスアカウントから銀行口座への払い出し手数料：払い出し金額の1.0%（税別）
- ② 残高精算を基本とする加盟店において、ビジネスアカウントの資金移動業残高上限超過等の事由により、月末時点で精算が完了しなかった場合に銀行振込精算を行う際に徴収する事務手数料：銀行振込精算額の1.0%（税別）
- ③ 加盟店決済手数料（小規模加盟店）：決済額の1.9%（税別）
※大規模加盟店は個別合意

VI 相談窓口

大阪市北区梅田3丁目2-123 イノゲート大阪20階

会員からの本サービスに関するお問い合わせ窓口は、以下のとおりです。

Wesmo!会員サポートデスク

- ・電話番号：0570-088-330（ナビダイヤル）
- ・受付時間：午前9時～午後6時／土日祝日を含む365日

ビジネス会員からの本サービスに関するお問い合わせ窓口は、以下のとおりです。

Wesmo!加盟店・ビジネス会員サポートデスク

- ・電話番号：0570-033-227（ナビダイヤル）
- ・受付時間：午前9時～午後6時／土日祝日を含む365日

会員及びビジネス会員からの不正利用等の恐れがある場合のお問い合わせ窓口は、以下のとおりです。

Wesmo!緊急対応デスク

- ・電話番号：0120-550-977（フリーダイヤル）
- ・受付時間：24時間／土日祝日を含む365日

上記各お問い合わせ窓口に共通するお問合せフォームは、以下のとおりです。

<https://entry.jr-odekake.net/n/form/wpnb/VGKSKcCen5L-vbScZbwXv>

VII 第三者機関による解決

当社は、資金決済に関する法律に基づき、本サービスに関して第三者機関による解決を希望される方に、以下の機関を紹介しています。

苦情処理措置：

一般社団法人日本資金決済業協会

電話番号：03-3556-6261

紛争解決措置：

東京弁護士会紛争解決センター

電話番号：03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター

電話番号：03-3595-8588

第二東京弁護士会仲裁センター

電話番号：03-3581-2249

VIII セキュリティ

本サービスの利用にあたり、以下のとおり必要な認証を行います。

○入金

- ・銀行口座情報の登録時… 本人確認（eKYC）、金融機関側での認証、着信認証（電話番号認証）

○出金

- ・ATMからの出金予約… 端末側のパスコード又は生体認証

○送金・決済

- ・基本設定は認証不要としますが、任意で端末側のパスコード又は生体認証を設定可能

○アカウント

- ・登録時… ID/パスワード認証、着信認証（電話番号認証）
- ・情報照会時… 端末側のパスコード又は生体認証
- ・電話番号変更… ID/パスワード認証、着信認証（電話番号認証）
- ・メールアドレス変更時… ID/パスワード認証、メールアドレス認証（OTP認証）
- ・退会時… ID/パスワード認証、端末側のパスコード又は生体認証

IX 有効期限

- (1) 本サービスに有効期限はありません。
- (2) お客さまは、当社所定の手続きにより退会することができます。
- (3) Wesmo!アカウント及びWesmo!ビジネスアカウントに残高が残っていた場合には、当該残高は失効するものとなります。当社は、失効した残高に相当する金額の返金を行わないものとなります。

X 入金方法及び利用明細等の確認

- (1) お客さまが会員である場合は、銀行口座・コンビニATMからWesmo!アカウントへ、お客さまがビジネス会員である場合は銀行口座からWesmo!ビジネスアカウントへ、チャージすることができます。
- (2) お客さまはWesmo!残高（出金可）のご利用明細、利用可能残高等の情報につき、会員の場合はスマートフォンのアプリケーション、ビジネス会員の場合はWEB画面より確認できます。
- (3) 上記（1）に関わらず、お客さまがアカウントを解約した場合、Wesmo!残高（出金可）の利用可能残高及び利用明細等は確認できなくなります。

XI 要保全額の算定期間及び供託期限

算定期間：1週間

供託期限：基準日から3営業日

XII 第三者による不正利用が行われた場合における補償方針その他の対応方針

当社は、利用中のアカウントで、第三者利用による心当たりのない請求が発生した場合や、アカウントを持っていないにもかかわらず、当社からの請求が発生していた場合に、所定の補償条件を満たすことを前提に、損害額（第三者から補償を受ける場合は、その補償される金額を差し引いた額）について、「不正取引に対する補償方針」（<https://wester.jr-odekake.net/assets/pdf/wesmo/compensation01.pdf>）に基づき、補償を実施いたします。

当社は、不正取引が発生した場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害額や件数等の事情を加味し、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、または、社会的な影響が大きいと判断したときは、連携先と協力の上、速やかに必要な情報を公表いたします。

以上